

令和7年度原子力災害対応雇用支援事業「輸出開拓支援事業」公募型プロポーザル募集要領

令和7年3月27日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度原子力災害対応雇用支援事業「輸出開拓支援事業」」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき企画提案競技（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 プロポーザル対象業務の概要

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 「令和7年度原子力災害対応雇用支援事業「輸出開拓支援事業」一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 業務委託仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 委託契約額の上限 | 5,385,861円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 【内訳】人件費 | 3,466,414円 |
| 事業費 | 1,919,447円 |

2 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県県産品振興戦略課（担当：副主査 大澤）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-7326（直通）

電子メールアドレス trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

3 参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に、国及び地方自治体からの受託実績があること。
- (8) 福島県内に本社、支社、営業所等を有すること。

4 プロポーザルに係る書類の交付

福島県県産品振興戦略課（以下「県産品振興戦略課」という。）のホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031c/>) からダウンロードすること。

5 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問がある場合は、**募集要領等に関する質問書（様式1）**を次のとおり提出するものとする。

(1) 受付期間

令和7年3月31日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより県産品振興戦略課アドレス (trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp) 宛に送付すること。電子メールの件名は「【質問】原子力災害対応雇用支援事業「輸出開拓支援事業」」とし、質問書を送付した旨を電話により連絡すること。なお、電話による質問には応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は**令和7年4月2日（水）**までに県産品振興戦略課のホームページに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

6 公募型プロポーザル参加申込書提出

プロポーザル参加者は、**令和7年度原子力災害対応雇用支援事業「輸出開拓支援事業」業務公募型プロポーザル参加申込書（様式2-1）**を提出するものとする。

(1) 提出方法

県産品振興戦略課（担当宛）に持参又は郵送で提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月4日（金）17時まで（必着）

(3) 留意事項

提出期限まで公募型プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者は、以降のプロポーザル手続きに参加できないものとする。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者は、次の(3)で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

(1) 持参する場合の提出方法

令和7年4月9日（水）17時までに県産品振興戦略課へ提出すること。

(2) 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて、令和7年4月9日(水) 17時までには県産品振興戦略課に到達するように送付すること。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書及び工程表（様式任意。表紙を除きA4判14ページ以内）
- イ 会社概要（様式3）
- ウ 業務実施体制書（様式4）
- エ 担当者経歴書（様式5）
- オ 事業経費積算書（様式6）
- カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）
委託契約額の上限（項番1(4)参照）の範囲内で見積もること。

(4) 提出部数

正本1部、副本(写し)4部 ※すべてA4判

(5) 留意事項

企画提案書等は参加申込者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

8 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 公募型プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者又は公募型プロポーザル参加申込書等に虚偽の記載を行った者による提案
- ウ 項番1(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案
- エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

9 企画提案書等の審査及び委託候補者の決定方法について

(1) 審査

プロポーザルの提案審査は、別途設置する「プロポーザル方式等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会において、提出のあった企画提案書について(2)の評価基準に従って書面審査を行い、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を決定するものとする。

なお、書面審査は令和7年4月10日（木）に実施を予定している。

(2) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務理解	・本事業の目的や業務内容を正しく理解しているか。	15

業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を確実に履行できる実施体制が確保されているか ・県の要請に応じて即時の対応ができる組織体制となっているか ・事業を適切に遂行するためのノウハウを有しているか 	20
雇用者の採用 及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の募集方法や選考方法は適切か ・個人情報のセキュリティ対策についての具体的な取組があるか ・雇用者の管理方法について、きめ細かな対応ができているか 	25
人材育成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易実務に関わる知識等のほか、一般事務として会計や海外への発送業務等の技能を身につけることができる業務内容となっているか。 ・通常業務だけでなく、OFF-JTによって再就職に結びつく効果的な資格取得などの内容が盛り込まれているか。 ・雇用者に対して、定期的に面談等のフォローアップの実施等、事業期間中において、積極的な再就職支援に取り組める体制となっているか 	25
経費積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価や数量は妥当なものであるか ・提案内容と整合性はあるか 	15
合計		100

(3) プロポーザル参加者への審査結果の通知

県は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。なお、提案した内容等をすべて実施可能と決定したものではないことに注意すること。

10 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、令和7年度原子力災害対応雇用支援事業「輸出開拓支援事業」公募型プロポーザル参加辞退届（様式2-2）を県産品振興戦略課に持参又は郵送の方法により提出すること。

11 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

上記3「プロポーザル参加者の資格要件」を満たし、審査により決定した委託候補者が、福島県財務規則第229条第1項の規定いずれかを満たす場合、契約保証金の納付を免除する。

12 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1.3 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。

1.4 スケジュール

項目	日程
(1) 公告	令和7年3月27日(木)
(2) 質問書の提出受付期限	令和7年3月31日(月) 17時まで
(3) 質問書に対する回答予定日	令和7年4月 2日(水)
(4) プロポーザル参加申込書等受付期限	令和7年4月 4日(金) 17時まで
(5) 企画提案書等の提出受付期限	令和7年4月 9日(水) 17時まで
(6) 企画提案書審査会(書面審査)	令和7年4月10日(木) ※予定
(7) 審査結果の通知	令和7年4月11日(金) ※予定
(8) 契約	令和7年4月11日(金) 以降※予定

※上記の内容はプロポーザルの実施状況により変更となる場合があります

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき